



《会計・税務の知識》法人を設立した場合の届出・申請

はじめに

法人を設立した場合には、様々な届出書・申請書を税務署等へ提出する必要があります。主要なものについてご紹介いたします。

1. 法人税

① 法人設立届出書

対象者：内国法人である普通法人等

提出期限：法人設立の日（設立登記の日）以後2月以内

② 青色申告の承認申請書

対象者：青色申告の承認を受けようとする法人

提出期限：設立の日以後3月を経過した日と設立事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日まで

③ 申告期限の延長の特例の申請書

対象者：監査を受けなければならない等の理由により、通常の申告期限（事業年度終了の日の翌日から2月以内）までに確定申告書を提出できない法人

提出期限：設立事業年度終了の日の翌日から45日以内

④ 減価償却資産の償却方法の届出書

対象者：償却方法を選定する法人

提出期限：設立事業年度の確定申告書の提出期限まで

2. 消費税

① 消費税課税事業者選択届出書

対象者：課税事業者となることを選択する事業者

提出期限：事業開始日の属する課税期間終了の日まで

② 消費税の新設法人に該当する旨の届出書

対象者：消費税の新設法人（設立事業年度開始日における資本金の額が1,000万円以上である法人）に該当する法人

提出期限：速やかに

③ 消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書

対象者：消費税の特定新規設立法人（設立事業年度開始日における資本金の額が1,000万円未満である法人のうち、基準期間における課税売上高が5億円超の株主に発行済

株式の50%超を所有されている法人）に該当する法人

提出期限：速やかに

3. 所得税

① 給与支払事務所等の開設届出書

対象者：国内において給与等を支払う事務所等を開設した法人

提出期限：開設の事実があった日から1ヶ月以内

② 源泉所得税の納期の特例の承認申請書

対象者：給与の支給人員が常時10人未満である法人で納期の特例の制度（毎月10日に源泉税を納付するのではなく、年2回（7/10・翌年1/20）に分けて6ヶ月分の源泉税をまとめて納付する制度）の適用を受けようとする法人

提出期限：定めなし

4. 地方税

① 法人設立届出書

対象者：内国法人である普通法人等

提出期限：設立の日以後2ヶ月以内（都税務所においては15日以内、市町村においてはそれぞれに定める期間内）

② 申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書

対象者：上記1. ③の申請書の提出により、法人税の確定申告書の提出期限が延長された法人

提出期限：事業年度終了の日から22日以内（法人事業税は事業年度終了の日まで）

最後に

青色申告法人については、欠損金（税務上の赤字）を9年間繰り越すことが認められているため、設立期において欠損が見込まれる場合には、上記1. ②を提出することにより、翌期以降の所得（税務上の黒字）と相殺することができます。

また、設立期において消費税の免税事業者該当する場合で消費税の還付が見込まれる時（多額の設備投資を行う時等）には、上記2. ①を提出することにより消費税の還付を受けることができます。

上記1. ②と2. ①は、いずれも設立期中に提出しなければならないため、提出を失念しないように注意する必要があります。（担当：山田（貴））